

香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、香美町空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成28年香美町告示第97号。以下「実施要綱」という。）に基づく、空き家情報登録制度「空き家バンク」の利用及び町内に存在する空き家の有効活用を促進するため、空き家の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金（以下「補助金」という。）の額と同額の商品券を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク登録物件 実施要綱第4条第2項の規定により空き家情報登録台帳に登録された建物をいう。
- (2) 空き家 空き家バンク登録物件及び個人が居住を目的として建築し、現に居住していない建物をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的として建築された建物を除く。
- (3) 町内施工業者 町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者（下請け業者を含む。）をいう。
- (4) 所有者等 空き家の所有者等をいう。
- (5) 空き家利用者 売買又は賃貸借の契約が成立した空き家の利用を行う者をいう。
- (6) 改修工事 所有者等又は空き家利用者が実施する、空き家の機能向上のために行う補修、模様替え、改造及び設備改善をいう。
- (7) 商品券 本町が発行する補助金と同額の商品券とし、香美町商工会会員が

経営する店舗等に限り使用することができるものをいう。

(補助対象工事)

第3条 補助対象となる改修工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するもので、かつ空き家の利用を開始した日から起算して3年以内に施工する工事とする。ただし、第7条の規定による交付決定通知を受けた後に着手する工事に限る。

- (1) 町内施工業者を利用して実施する工事に要する費用が、20万円以上の改修工事
- (2) 原材料等を購入し、自ら改修工事を行う次のいずれかに該当する改修工事
  - ア 原材料等の総額が20万円以上のもの
  - イ 改修工事を行う日の属する年度（以下「本年度」という。）の前年度に本号の規定により実施した工事の総額が100万円に満たない場合で、本年度に実施しようとする改修工事の原材料等の総額（以下「本年度原材料費」という。）が1万円以上のもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、町の徴収金に滞納がなく、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象工事について、本町から他の補助金等の交付を受けていない、又は受けようとならない者で、改修工事を行う次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者等
- (2) 空き家利用者
- (3) 実施要綱第4条第1項に規定する空き家の登録申し込みを目的として改修工事を行う者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 第3条第1号に規定する補助対象工事に対する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修工事を行う前に香美町空き家利

活用促進支援（空き家改修）補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事費見積書の写し
- (2) 補助対象工事を行う空き家の位置図及び現況写真
- (3) 工事の一部を下請け業者が施工する場合は、下請け業者名簿（様式第2号）
- (4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 空き家を賃貸借している場合は、香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金対象工事施工同意書（様式第3号。以下「同意書」という。）
- (6) 第4条第3号に規定する者が改修工事を行う場合は、誓約書（様式第4号）
- (7) その他、町長が必要と認める書類

2 第3条第2号に規定する補助対象工事に対する補助金の交付を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更交付申請）

第9条 補助金交付決定者は、交付決定を受けた補助金に変更が生じるときは、香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金変更交付申請書（様式第6号）に変更内容を証明する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更交付を決定したときは、香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、工事が完了した日から起算して14日以内に香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金実績報告書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事代金等の領収書（写し）
- (2) 補助対象工事完了後の施工箇所の写真
- (3) 工事の一部を下請け業者が施工した場合は、下請け業者名簿（様式第9号）
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助金交付決定者は、前条の規定による書類等を提出し、町長の審査を受けた後、香美町空き家利活用促進支援（空き家改修）補助金請求書（様式第10条。以下「補助金請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金請求書を受理したときは、速やかに補助金と同額の商品券を交付する。

(商品券の有効期限)

第13条 商品券の有効期限は、前条第2項の規定による商品券の交付のあった日から起算して6か月以内の期間とする。

(補助回数の上限)

第14条 この要綱による補助金の交付は、同一空き家及び同一人に対し1回を限度とする。ただし、第3条第2号に規定する補助対象工事に係る補助金の交付については、2回を限度とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分		補助金の額		
		空き家バンク登録物件の改修工事	空き家バンクへの登録申込みを目的とした空き家の改修工事	空き家バンクに登録されていない空き家の改修工事
補助対象工事に要する費用	20万円以上 200万円未満	補助対象工事に要する費用に100分の50を乗じた額	補助対象工事に要する費用に100分の40を乗じた額	補助対象工事に要する費用に100分の30を乗じた額
	200万円以上	100万円	80万円	60万円